

第3回経済統計ワーキンググループ 議事概要

1 日 時 平成29年7月20日（木）10:00～12:05

2 場 所 合同庁舎4号館 1214特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（座長）、河井 啓希、中村 洋一、宮川 努

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、
日本銀行、千葉県、京都府

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、吉野調査官

政策統括官（統計基準担当）：澤村審査官、宮内企画官、松室補佐

4 議 事

- (1) 環境に関する統計の整備について
- (2) エネルギーに関する統計の体系的整備について
- (3) エネルギーに関する統計の確認審議（石油製品需給動態統計）
- (4) 建設・不動産に関する統計の整備について
- (5) 農林水産統計の整備・改善について
- (6) その他

5 議事概要

(1) 環境に関する統計の整備について

事務局、環境省から資料1-1、資料1-2に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査について、調査方法を調査員調査とインターネットモニター調査の二つに分けている意図は何か。廃棄物等循環利
用量実態調査について、各リサイクル法に基づく評価が可能か。環境分野分析用産
業連関表（以下「環境IO」という。）について、資料1-2によると最終需要部
門における環境フロー表の作成はされていないようだが、家庭からの二酸化炭素排
出量の推計に係る実態調査等を踏まえると、推計が可能ではないか。

→家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査について、調査員調査とイン
ターネットモニター調査に分けている理由としては、インターネットモニター調査
の方がコストを抑えられるが、調査客体に偏りが生じる可能性があるため、調査員

調査を併用して行うこととした。また、各調査手法によって、調査結果に違いが出るのが予想されるため、推計精度等については、今年度検討している。廃棄物等循環利用実態調査は、各リサイクル法についての評価を行うというよりも全体として循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を把握することを目的としている。ただし、一部の情報については、各リサイクル法の進捗確認等にも活用できる部分があるのではないかと期待している。環境IO（環境フロー表）は、内生部門のみならず最終需要部門においても作成している。

- ・ 家庭部門のCO2排出実態統計調査について、インターネットモニター調査では、調査客体の偏りが懸念されるとのことだが、現在の層設定となっている地方区分、都市階級区分に追加して、客体の属性についても層化すればより精度の高い調査が行えるのではないかと。
- 層化した上で、数字の処理をする予定であり、御指摘を踏まえ、データの精度向上、効率化についても今後検証していきたい。
- ・ 家庭部門のCO2排出実態統計調査について、回答率はどの程度か。また、調査事項の支出額については、家計調査でも調査しているが、相互チェックはしたのか。また、環境IOでは、家庭のCO2排出の大宗を締める電力消費による二酸化炭素排出は、最終需要部門に計上されるのか、又は内生部門（産業としての電力）に計上されるのか。
- 回答率は調査員調査が65.0%、インターネットモニター調査は68.6%。家計調査との比較は今年度に全国試験調査の結果と行うこととしている。また、支出額だけではなく、電力使用量等についても比較を行う。環境フロー表では、電力会社で、電力を作るために石油、石炭等のエネルギー資源を投入したのに対して発生する二酸化炭素等温室効果ガスの排出量の推定を目的としている。
- ・ 国際的には、環境・経済統合勘定（S E E A）の取組もあるが、環境省としては、どのような取組を行っているか。また、持続可能な開発目標（S D G s）の整備が進められている中で、環境に関する指標の作成も求められているが、指標の作成にあたり環境省の取組について伺いたい。
- 国連で開発されているS E E Aについては、旧経済企画庁の時から、研究が行われていると認識している。こうした経緯を踏まえ、内閣府と意見交換等を行っていきたい。S D G sのグローバル指標については、現在、内閣官房と総務省による指標把握が進められていると認識しており、政府全体の取組の中で環境省としても積極的に協力をしていきたい。
- ・ 産業連関表は生産物×生産物で作成されているが、環境IOでは、産業×生産物で作成されているということか。
- 環境IOは、産業連関表の取引基本表をベースに作成しているので、生産物×生産物である。資料1-2に記載している産業（統合大分類）とは、単に列部門を統合したものを産業と表記しているだけであって、産業×生産物で作成しているわけではない。

《座長のまとめ》

- ・本日説明のあった事項については、着実に取組がされているように思われるが、今後もデータの分析・利活用について議論が必要ではないか。また、環境については、国際的な動きが重要であり、政府全体の課題でもあるが、国際的な動向に対する議論が必要ではないか。これらの観点を含めて「次期基本計画における基本的な考え方（案）」を整理したい。

(2) エネルギーに関する統計の体系的整備について

事務局、経済産業省から資料 2-1、資料 2-2 に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な発言は、以下のとおり。

- ・資料 2-2 によると、ローテーション・サンプリングを導入し、抽出率 20% のサンプルに対して、予測値を作成し、実際の値との差推定を行うとのことだが、予測値はどのように作成するのか。特に、非抽出・有効回答なしのサンプルについて、過去情報から予測値を作成するというのは矛盾していないか。
→予測値は、その年度の同じ業種で同じ規模区分の平均値から作成している。
- ・資料 2-2 の 2 ページの集計結果は、過小推計になっているおそれはないか。また、外れ値の排除及び差推定を行った結果において、それぞれの手法による効果は分かるか。
→集計は、拡大推計を行い、適正に拡大されるようにしている。また、推計値について供給側の統計とチェックを行い妥当という感触を持っている。それぞれの手法による効果については、現在計測を行っているが、暫定結果としては、外れ値排除の効果が大きい。
- ・環境統計との関係について、例えば総合エネルギー統計では、二酸化炭素排出量が出されている。環境省のガスインベントリとの関連はあるか。
→環境省の作成する統計については、経済産業省の作成した統計データを活用して作成されている。環境省が公表している二酸化炭素排出量の合計についても、9割は総合エネルギー統計の数値が占めている。
- ・総合エネルギー統計の二酸化炭素排出量は、環境省の公表している二酸化炭素排出量と完全に整合性がとれるという理解でよいか。
→そのとおり。ただし、完全に値が一致するものではない。経済産業省ではエネルギーの安定供給性を重視しているため、環境面と量の投入面で良い記述ができるようにしている。

《座長のまとめ》

- ・委員からの意見を踏まえると、「次期基本計画における基本的な考え方（案）」のとおり、今後も、エネルギー消費統計についての各種見直し効果の持続性の検証を行うとともに、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備を図るということによいのではないか。

(3) エネルギーに関する統計の確認審議（石油製品需給動態統計）

事務局、経済産業省から資料3-1、資料3-2に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・調査対象数が約290事業所とあるが、変更はあるのか。
- 石油製品製造業者や輸入事業者は経済産業省への登録・届出制であり、事業所の帳簿を管理している部署から情報を得ているため、新規参入、廃業、休業等あれば、調査対象の名簿を修正している。

《座長のまとめ》

- ・特段問題もなく、対象も全数把握しているため、次期基本計画へは盛り込まないこととする。

(4) 建設・不動産に関する統計の整備について

事務局、国土交通省から資料4-1、資料4-2に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・現状では、「中間年は所有（ストック）の状況を都道府県別、取得・売却（フロー）の状況を資本金1億円以上の法人について、全国一本で把握」とあるが、課題では、「基準年に把握する都道府県別の所有（ストック）から、中間年の取得・売却（フロー）状況の積み上げにより、中間年の所有（ストック）状況の把握は困難」とあるが、これはどういうことか。また、（参考）の土地保有移動調査について、「1万取引を抽出」とあり、これは、登記簿情報を活用していると思われるが、その他行政記録情報の活用や課題はあるか。
- 仮に中間年の調査を簡略化して、所有（ストック）の把握を行わず、基準年の所有（ストック）状況に中間年の取得・売却（フロー）状況を増減することを考えたが、中間年は標本調査であり、推計精度が維持できないということを課題とさせていただいている。（参考）の土地保有移動調査は、登記簿情報を活用しているが、移動情報については、個人単位や事業所単位のものもあり、企業単位での把握が難しい。法人土地・建物基本調査は法人単位の調査であり、法人単位への名寄せが課題となっているので、法人マイナンバーの事業所母集団データベースへの整備状況等を踏まえ活用について検討を進めることとしたい。
- ・土地を保有する主体別の集計結果（全国または県別の件数や割合）がどのように活用されているか。個別取引のデータについては役に立つが、集計された結果となると分析が難しいため、個別取引のデータを機動的に分析する方が低・未利用地などの課題解決に資するのではないか。また、不動産取引については、登記簿がデータベース化されていると思うので、特別調査を行う必要はないのではないか。
- 法人土地・建物基本調査の利活用については、国民経済計算や各種施策の検討の場で使われている。また、民間や大学から二次利用の申請もあり、調査としては非常に活用されている。また、確かに登記移転情報があれば、分かる部分もあるが、企

業規模や業種、移転理由など細かな情報については、分からない。分からないところを補足する調査方法については、中長期的課題としている。

- ・土地に関する統計調査は、法人部門は、法人土地・建物基本調査及び土地動態調査、世帯部門は、住宅・土地統計調査（総務省）あるが、農地は含まれているのか。
- 農地のうち、法人所有の農地については、法人土地・建物基本調査で把握している。個人所有の農地については、住宅・土地統計調査で把握しており、その結果を国土交通省が転写・集計して世帯土地統計を作成している。

《座長のまとめ》

- ・「次期基本計画における基本的な考え方（案）」については、おおむね案のとおりでよいと思うが、統計の利活用について、基本計画上にどのように盛り込むかについては、今後検討したい。

（５）農林水産統計の整備・改善について

ア 政策展開を踏まえた農林水産統計の整備・改善

事務局、農林水産省から資料５－１、資料５－２に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・基本的な考え方において、「農林水産業・地域の活力プラン」に基づく各種施策を推進するために必要な統計の整備として、食品流通段階別価格形成調査のみを例示しているが、担い手層の経営状況等に関する統計の整備・改善も重要事項なので例示した方がよいのではないか。

《座長のまとめ》

- ・「次期基本計画における基本的な考え方（案）」については妥当であるが、具体的な取組事項の例示の表現の仕方は今後検討したい。

イ 経済センサス-活動調査を用いた農林業センサスの分析

事務局、農林水産省から資料６－１、資料６－２に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・農業集落の機能の維持に必要な分析を検討するため、農林水産省は、農林業センサスの結果に国勢調査の結果をリンクすることとし、地域メッシュの電子地図へ農林業経営体の位置情報を追加する作業をしているというが、測定誤差や使用する座標系により、不一致が出たり、位置がずれることはないか。
- 具体的な作業は、調査客体の住所情報から位置情報を取得し国勢調査の500メートルメッシュ地図データを介して人口や就業者数と比較可能な形で公表することとしている。なお、メッシュデータの作成においては、世界測地系の座標系を使用しており、整合性が取れている。

- ・農業経営体の推移をみると、平成 27 年度の法人経営は、27 千経営体で、思っていたより多いという印象を持った。数字だけ見ると小さいように見えるので、27,000 にするなど表現の仕方を変えた方がよいと思う。また、この法人経営数は、事業所数であるのか、法人数であるのか。

→近年、家族経営の法人化、新規参入による法人化などにより法人経営体は増加している。また、基本的に法人経営体という概念は、事業所に非常に近い概念と考えている。例えば、法人経営体が各地の支社で事業を展開する場合もあるし、近い場所で一括的に経営している場合もあり、収支が区分されていなければ、1 法人としている。

《座長のまとめ》

- ・「次期基本計画における基本的な考え方（案）」は、概ね適当である。特に、農林業センサスと経済センサスのデータをリンクして、この結果を把握・分析していくことは、非常に重要である。また、法人経営数は、農林業センサスや経済センサスの調査対象数に比べれば、かなり小さく見えるが非常に重要な数でもあるので、丁寧に分析していただきたい。

ウ 農業経営統計調査の改善

事務局、農林水産省から資料 7-1、資料 7-2 に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・調査対象から任意組織経営体を外し、個別経営体と組織法人経営体を対象に調査を実施することは、資料 5-1 の「政策展開を踏まえた農林水産統計の整備・改善」にあった、多様な担い手の育成・確保に資するための担い手層の経営状況に関する統計の整備に沿ったものであり重要である。
- ・「ほ場感の距離」及び「団地への平均距離」の調査事項の見直しも重要な論点ではあり、明確にする必要があるが、詳細事項であるので、基本計画にどこまで記載するのが良いか。

《座長のまとめ》

- ・「次期基本計画における基本的な考え方（案）」において、農業経営統計調査の調査区分の変更は、概ね適当であるが、同調査の調査事項である「ほ場間の距離」や「団地への平均距離」の見直しの必要性についての記載の扱いは検討したい。

エ 作物統計調査の改善

事務局、農林水産省から資料 8-1、資料 8-2 に基づき説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・今後、主産県調査の実施頻度が増加するのはなぜか。また、主産県の伸び率で非主産県の生産を推定していると説明があった。自然災害などにより主産県で全く収穫

できない場合には、事前調査による予想収穫量の伸び率を使うなどの工夫も必要ではないか。

- 調査周期において、既に一部品目で主産県調査化を進めている。単年性作物の野菜やかんしょの全国調査は、作付面積と収穫量を3年ごとに行っていたが、今後は、作付面積は3年に1回のみで収穫量は6年に1回にする。また、どうしても業務が年々重なってくるので、果樹など何年も育成する品目の全国調査は、5年に1回を6年に1回にする。全国調査を行わない年は、主産県調査を行い、非主産県を推定する。なお、現在、予想調査（作況指数）をやっているのは水稻だけである。
- 今回の見直しで、従来、主産県では、野菜や果樹は、出荷量をベースに、他の品目は作付面積をベースに調査していたが、作付面積ベースに統一する。これにより、非主産県の推定は、主産県のその年の作柄に影響されることが少なくなる。また、災害による耕地流出や塩害など、主産県が農地の被害を受けた場合は、主産県を含めて推定するとゆがむので適切に対応していきたい。
- ・今後、「主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証の結果、動向が著しく異なる品目については、非主産県の推定に非主産県の過去の増減率を使用する」というが、著しく異なると判定する基準はあるのか、当該ケースは、たくさんあるのか、ランダムで起こるのか、あるいは系統的に起こってしまうものなのか。
- 著しく異なるとする基準については、品目ごとに判断せざるを得ないが、どれぐらいの割合だったら著しく異なるというより、影響が大きいのは、県単位の動向である。例えば、小豆とインゲンは、北海道が主産県の大きなウエートを占めていて、その価格が動いた場合、影響が大きいので作付面積を変更したりするが、都府県は、小規模で影響が少ないため、作付面積は、動かないことがある。その場合は、北海道全体の動きの特徴を勘案しながら都府県を推定する。他に、品目別の特徴で、果樹でもリンゴは品種ごとの作付面積や収穫量は動かないが、ミカンの場合は、同じミカンから高接ぎによってハッサクやイヨカンに変わったり、その逆もあるので、主産県であっても、面積や収穫量が動くことが想定される。このため、品目ごとの特徴を踏まえつつ判断して、推定した際には、利用者に混乱を招かないように適切な説明を付して公表する。

《座長のまとめ》

- ・自然災害などの不測の事態のときに、主産県のみ調査で被災した主産県が推定でも大丈夫かという不安はあるし、作物によってかなり特徴がある中で、農業の実態や災害の影響を理解しながら推定することが必要であり、機械的に推定できない。これらの情報も織り込みながら、臨機応変に対応し情報を開示していくと聞いた。このため、常に結果を検証・検討し精度の確認や向上を図ることが必要なので、「次期基本計画における基本的な考え方（案）」のとおり整理したい。

(6) その他

次回の経済統計WGは7月28日（金）10時から4号館で開催予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>